

日本再生医療学会会員の皆さまへ

再生医療サポート保険(自由診療)のご案内

(診療所向け「医師・医療施設賠償責任保険」)

保険期間：2020年7月1日～2021年7月1日
(翌月1日からの中途加入は毎月15日締切)

申込方法：12ページをご参照ください。



一般社団法人日本再生医療学会

<前年にご加入の先生方>

前年よりご加入の先生方については、自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年と同内容のプランでのご加入となります。

目次

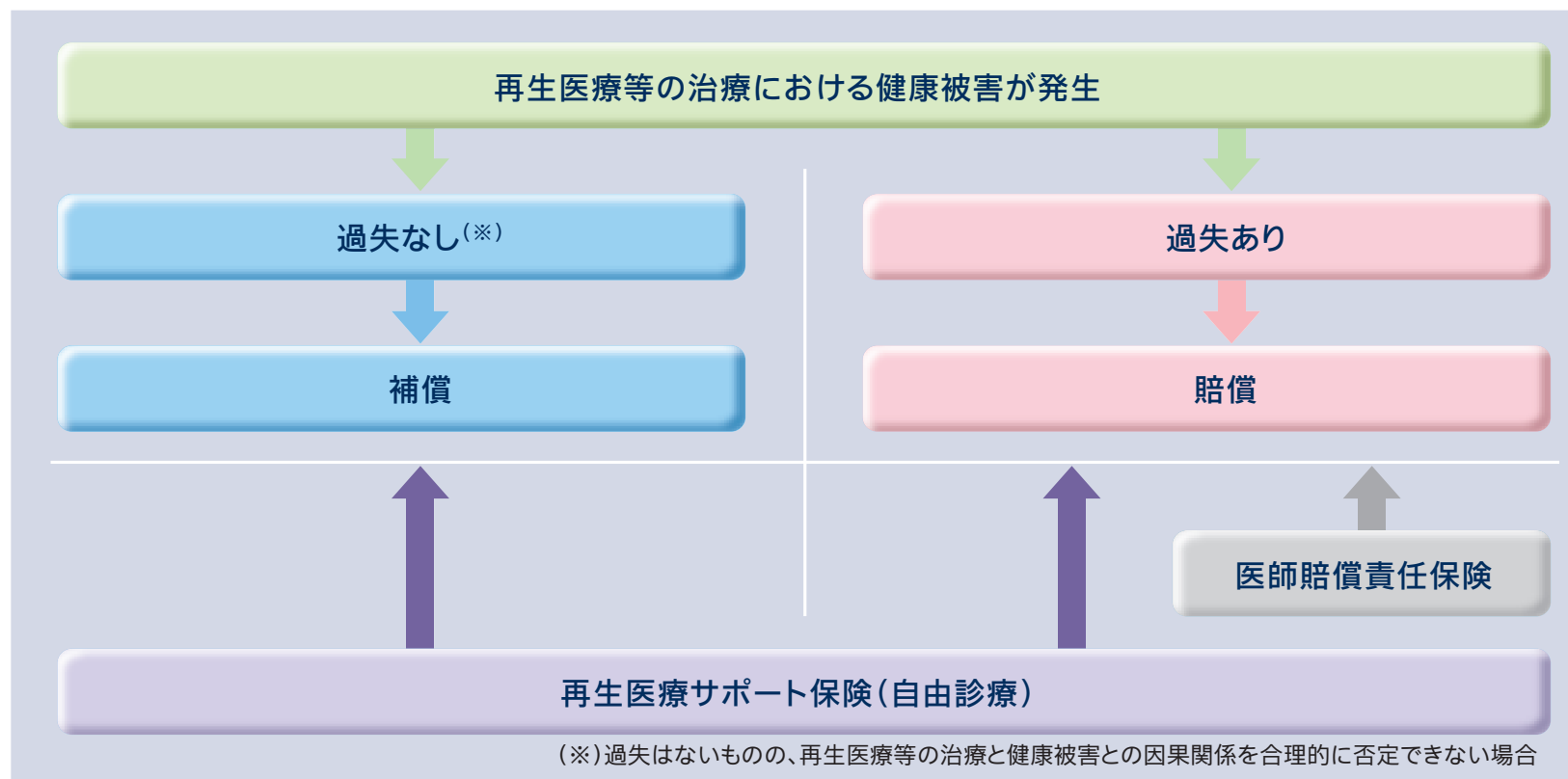
1	再生医療サポート保険(自由診療)の特長	P 3～4
2	再生医療サポート保険(自由診療)の加入資格	P 5
3	再生医療サポート保険(自由診療)の概要	P 6～11
4	ご加入までの流れ	P 12
5	Q & A	P 13
6	ご注意いただきたいこと	P 14～16
	重要事項のご説明	P 17～19

1 再生医療サポート保険(自由診療)の特長

<再生医療サポート保険(自由診療)の特長>

■過失がない健康被害に着目

再生医療等の治療により健康被害が起こった場合に、医療賠償事故等による訴訟に対する備えのみならず、医療機関に過失がない場合にも、健康被害の程度に応じて保険金をお支払いします(臨床研究および美容を唯一の目的とする医療行為は対象外)。

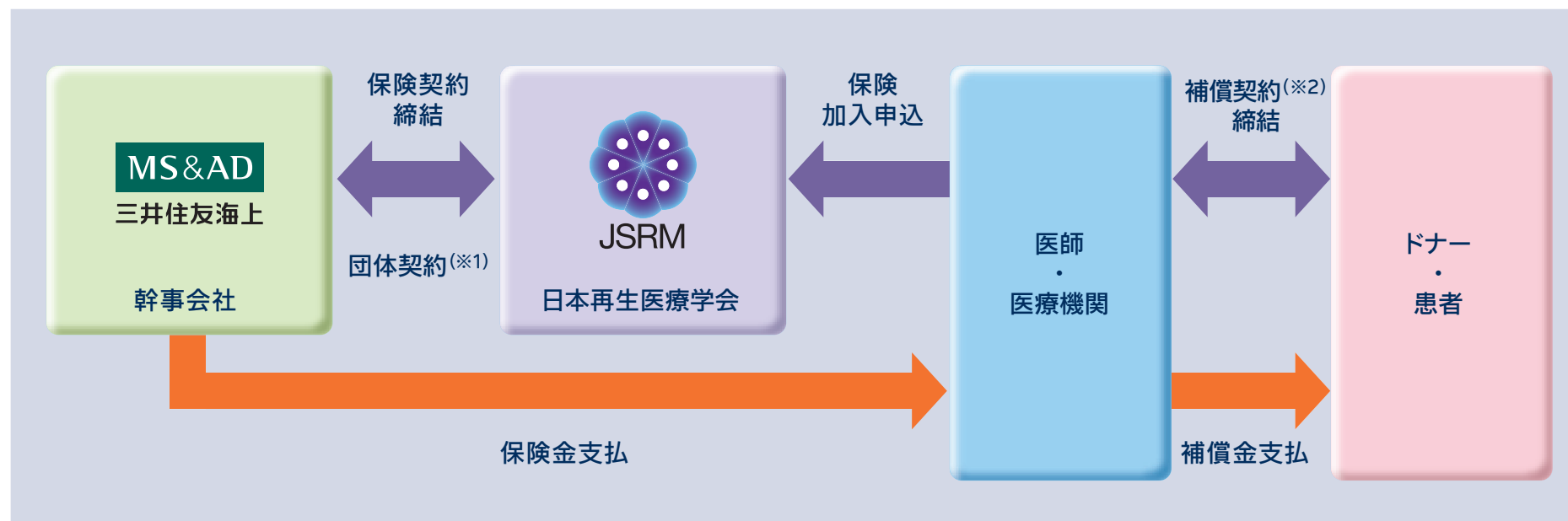


■団体割引 20%が適用されたリーズナブルな掛け金

年間保険料(掛け金)は、一般診療所(歯科診療所以外)で17,010円～、歯科診療所で11,410円～にてご加入いただけます。

(ご注意) 団体割引率は契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。支払限度額が変更となる場合には、あらかじめ変更後の支払限度額をご案内いたします。

＜再生医療サポート保険(自由診療)の仕組み＞



(※1)団体契約について

再生医療サポート保険(自由診療)は、日本再生医療学会が保険契約者となる団体契約です。

(※2)補償契約について

医師・医療機関は、ドナー・患者と、日本再生医療学会が定めた補償の手引き^(※3)に準拠し策定した補償契約を締結します。

(※3)補償の手引きについて

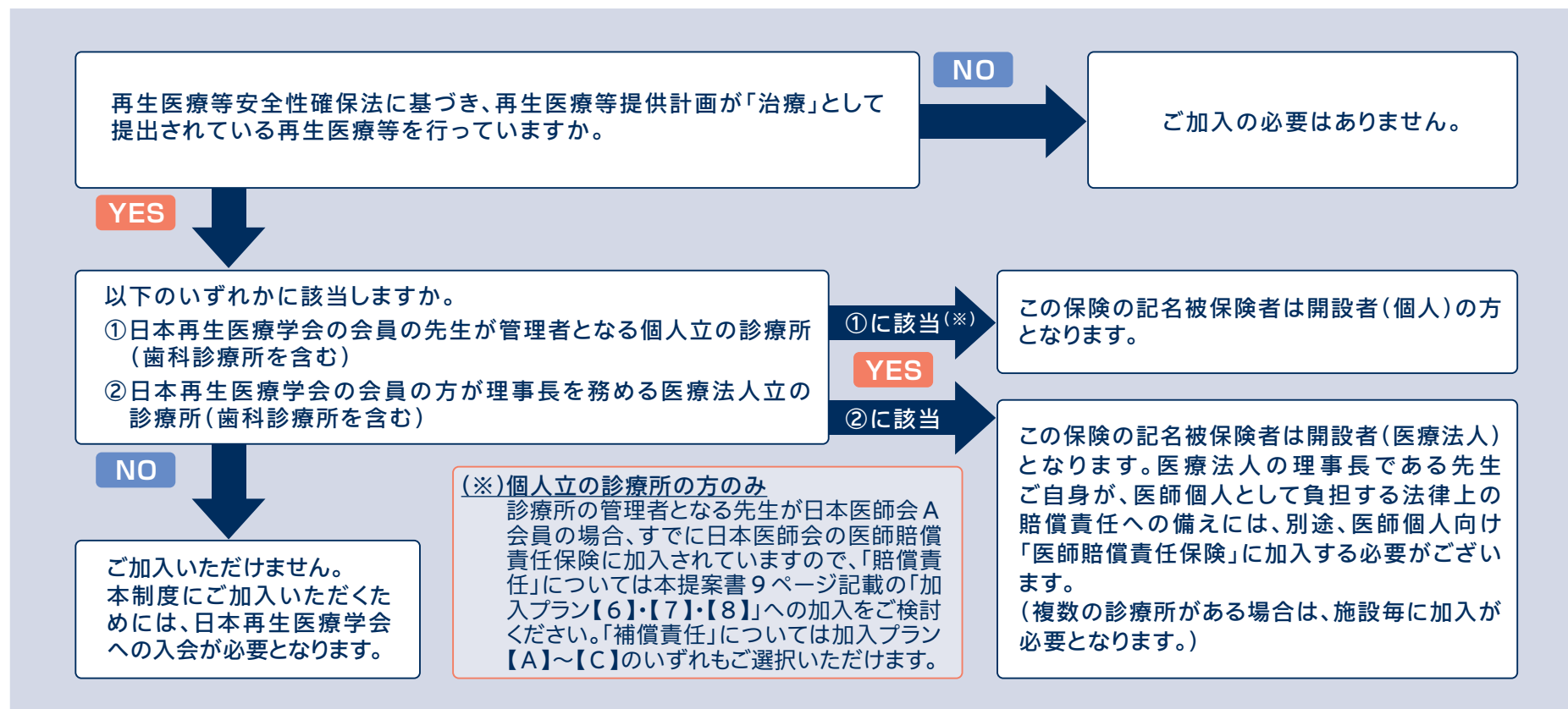
日本再生医療学会が策定した補償の手引きは、ドナーと患者に対する健康被害の補償について定め、治療として提供される再生医療等を円滑に推進することを目的としています。

再生医療サポート保険(自由診療)は、補償の手引きに規定された「補償の原則」「補償の対象とならない場合」「補償を制限する場合」および「補償の内容(補償基準)」等に対応した保険設計としています。

2 再生医療サポート保険(自由診療)の加入資格

本制度に加入できるのは、再生医療等安全性確保法に基づき、再生医療等提供計画が「治療」として提出されている再生医療等を行う個人立・医療法人立の診療所に限ります。

<加入資格の確認>



この保険は診療所向けの「医師・医療施設賠償責任保険」のご案内です。

医師・歯科医師個人の先生方につきましては、「再生医療サポート保険(自由診療)のご案内(医師個人向け「医師賠償責任保険」)」をご覧ください。

3 再生医療サポート保険(自由診療)の概要

1. 主な特長

この保険は、医療上の事故・医療施設の事故により被保険者が負担する「損害賠償責任」、および日本国内で実施した再生医療等の「治療」に起因して再生医療等を受ける者および再生医療等に用いる細胞を提供する者が身体障害(健康被害)を被ったことにより被保険者が負担する「補償責任」を対象とする保険です。診療所で医療行為に従事する医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師等が起こした事故も対象となります。(被保険者である診療所が使用者として責任を問われた場合に限りです。)

☆診療所施設事故では、提供した飲食物による食中毒事故も対象となります。

☆保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

2. 保険金をお支払いする主な場合

医療上の事故(医師特別約款)	医療施設の事故(医療施設特別約款)
日本国内において、被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う医療行為(再生医療等の治療に限りません。)に起因して患者の身体に障害を与えた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ただし、保険期間中に発見された患者の身体障害に限りです。 ※「身体障害」とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。 ※「発見された」とは、次のいずれか早い時をもってなされたものとします。 ○医療業務による患者の身体障害を、被保険者が最初に認識した時、または認識し得た時 ○被保険者に対して損害賠償請求が提起された時、提起されるおそれがあると被保険者が認識した時、または認識し得た時	日本国内において、被保険者の医療施設もしくは医療設備の不備または従業員の不注意が原因となって、保険期間中に、患者、付添人、見舞客等の第三者に身体障害を与えたり、他人の財物を損壊(滅失、破損または汚損)した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
再生医療等における補償責任(再生医療等健康被害補償特約)	
被保険者(保険契約により補償を受けられる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内で実施した再生医療等の「治療」(*)により、再生医療等を受ける者および再生医療等に用いる細胞を提供する者が身体障害(健康被害)を被ったことにより被保険者が補償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (*)再生医療等安全性確保法第4条第1項に基づき、再生医療等提供計画が厚生労働大臣に提出されており、かつ再生医療等提供計画に変更がある場合には、再生医療等安全性確保法第5条第1項の規定に基づき、変更後の再生医療等提供計画が厚生労働大臣に提出されている再生医療等に限りです。ただし、研究として行われる再生医療等および美容を唯一の目的とする医療行為については除きます。	

3. 保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞	
○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊（滅失、破損または汚損）について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ○被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） ○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）	
等	
＜特別約款でお支払いしない主な場合－医師特別約款＞	＜特別約款でお支払いしない主な場合－医療施設特別約款＞
○被保険者の業務を行う施設もしくは設備または航空機、車両（原動力がもっぱら人力であるものを含みます。）、自動車（原動機付自転車を含みます。）、船舶もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○名誉毀（き）損または秘密漏えいに起因する損害賠償責任 ○美容を唯一の目的とする医療行為に起因する損害賠償責任 ○医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任 ○所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する損害賠償責任は除きます。	○被保険者またはその使用人その他被保険者のために医療行為を行う者の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任 ○医療施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ○航空機、自動車または医療施設（設備を含みます。）外における船舶・車両（原動機付自転車を含み、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ○生産物または仕事の瑕疵（かし）に基づく生産物または仕事の目的物の損壊（滅失、破損または汚損）それ自体の損害賠償責任 ○昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する損害賠償責任 ○被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任
等	等
＜特約でお支払いしない主な場合－再生医療等健康被害補償特約＞	
①再生医療等と健康被害との因果関係が合理的に否定される場合^(※) (※)証拠の優越で足ります ②保険契約者または被保険者の故意に起因して健康被害が生じた場合 ③被害者の故意または重大な過失に起因して健康被害が生じた場合	
等	

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4. お支払いの対象となる損害ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)①(医療上の賠償責任・医療施設の賠償責任)

医療上の賠償責任(医師特別約款)・医療施設の賠償責任(医療施設特別約款)		
損害の種類	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から加入者証記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \text{⑥争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

4. お支払いの対象となる損害ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)② (医療上の賠償責任・医療施設の賠償責任)

過失がある場合－医療上の賠償責任(医師特別約款)・医療施設の賠償責任(医療施設特別約款) <団体割引20%適用の場合>									
●【1】～【8】の中から加入プランを1つお選びください。									
支払限度額		加入プラン							
		【1】	【2】	【3】	【4】	【5】	【6】	【7】	【8】
医療上の賠償責任	1事故	2億円	1億円	7,000万円	5,000万円	3,000万円	100万円	100万円	100万円
	保険期間中	6億円	3億円	2.1億円	1.5億円	9,000万円	300万円	300万円	300万円
医療施設の賠償責任	身体障害 1名につき	2億円	1億円	1億円	1億円	1億円	100万円	1億円	2億円
	身体障害 1事故につき	4億円	2億円	2億円	2億円	2億円	200万円	2億円	4億円
	財物損壊 1事故につき	2,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	10万円	1,000万円	2,000万円
年間保険料									
歯科診療所		11,870円	9,140円	8,110円	7,420円	6,730円	3,610円	4,190円	4,270円
一般診療所 (歯科診療以外)		71,080円	61,870円	56,400円	52,740円	47,850円	9,210円	9,900円	10,040円
<個人立の診療所の方のみ> 診療所の管理者となる先生が日本医師会A会員の場合、すでに日本医師会の医師賠償責任保険に加入されていますので、同保険の自己負担額100万円を追加にて補償する「加入プラン【6】・【7】・【8】」への加入をご検討ください。									

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額および免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。(なお、この保険契約には免責金額の設定はありません)

5. お支払いする保険金の種類ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)(再生医療等における補償責任)

過失がない場合－再生医療等における補償責任(再生医療等健康被害補償特約)				<団体割引20%適用の場合>		
お支払いする 保険金の種類	①死亡補償保険金	事故が発見された日からその日を含めて1年以内に被害者がその事故によって死亡した場合は、下表に記載の支払限度額(補償金額)を限度(※)として、死亡補償保険金を支払います。ただし、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合には、その額を控除した残額を限度(※)として死亡補償保険金を支払います。				
	②後遺障害補償保険金	事故が発見された日からその日を含めて18か月以内にその事故によって被害者に後遺障害が生じた場合は、下表に記載の支払限度額を限度(※)として、後遺障害補償保険金を支払います。				
支払限度額 (補償金額) と 年間保険料 (掛け金)	■支払限度額 再生医療等を受ける者(患者)					
	加入プラン		【A】	【B】	【C】	
	死亡	生計維持者	300万円	200万円	150万円	
		非生計維持者	100万円	70万円	50万円	
	後遺障害1級	生計維持者	480万円	300万円	240万円	
		非生計維持者	320万円	200万円	160万円	
	後遺障害2級	生計維持者	360万円	240万円	180万円	
		非生計維持者	240万円	160万円	120万円	
	■支払限度額 再生医療等に用いる細胞を提供する者(ドナー) (再生医療等を受ける者以外) *加入プランA～C共通					
	死亡	生計維持者	4,000万円			
		非生計維持者	1,800万円			
	後遺障害	1級	2,200万円	8級	800万円	
		2級	2,000万円	9級	600万円	
		3級	1,800万円	10級	500万円	
		4級	1,500万円	11級	350万円	
		5級	1,300万円	12級	250万円	
		6級	1,100万円	13級	150万円	
		7級	900万円	14級	100万円	
	■年間保険料		【A】	【B】	【C】	
	歯科診療所・一般診療所 共通		15,070円	9,970円	7,800円	

(※)被保険者と被害者またはその他の第三者の間に事故の補償金額に関する合意があり、その金額が上表に記載の支払限度額を下回るときは、合意された補償金額を限度に保険金を支払います。

6. ご加入例(団体割引20%適用の場合)

保険料は9～10ページで選びいただいた加入プラン等によって決定されます。

賠償 加入プラン	補償 加入プラン	年間保険料(掛け金)
【6】	【C】	歯科診療所 11,410円(賠償保険料 3,610円+補償保険料 7,800円)
		一般診療所 17,010円(賠償保険料 9,210円+補償保険料 7,800円)
【1】	【A】	歯科診療所 26,940円(賠償保険料 11,870円+補償保険料 15,070円)
		一般診療所 86,150円(賠償保険料 71,080円+補償保険料 15,070円)

(ご注意) 団体割引率は、契約時の記名被保険者の人数にしたがって決定されます。募集の結果、団体割引率が変更となる場合は、保険料または支払限度額の増減を行いますのでご了承ください。支払限度額が変更となる場合には、あらためて変更後の支払限度額をご案内いたします。

7. この保険にご加入いただける方(記名被保険者となれる方)

☆再生医療等提供計画が「治療」として提出されている再生医療等を行う診療所(19床以下の医療機関)の皆さま向けの「医師・医療施設賠償責任保険」です。

☆この保険は一般社団法人日本再生医療学会が保険契約者となる団体契約です。
ご加入いただけるのは、お申込人・記名被保険者が、以下に該当する場合があります。

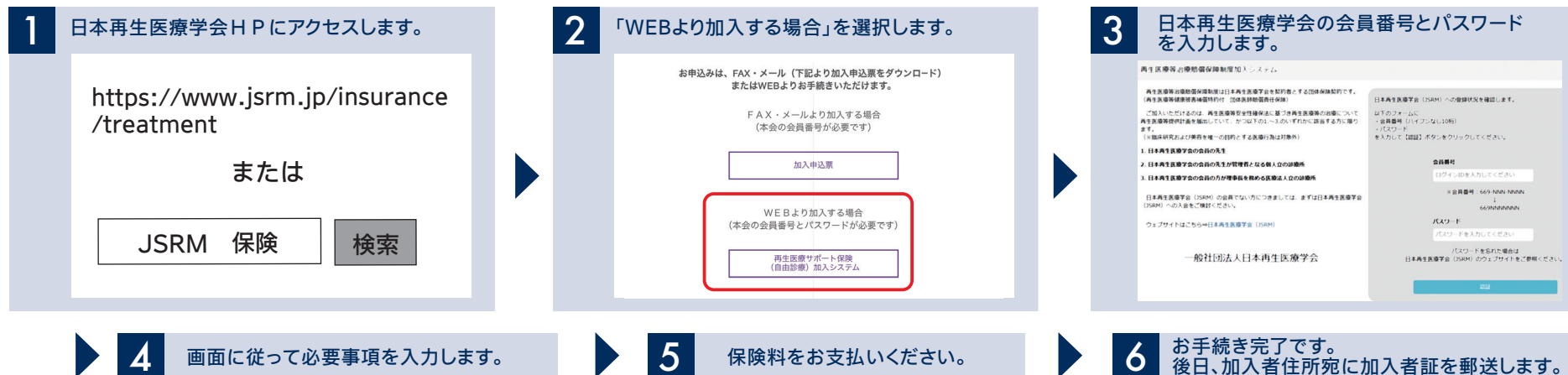
◇申込人	日本再生医療学会の会員が理事長となる医療法人立の診療所(歯科診療所を含む、以下同)、または日本再生医療学会の会員が管理者となる個人立の診療所に限ります。
◇記名被保険者	日本再生医療学会の会員が理事長となる医療法人立の診療所(歯科診療所を含む、以下同)、または日本再生医療学会の会員が管理者となる個人立の診療所に限ります。

(ご注意) この保険は開業医向けの保険です。勤務医の先生につきましては、勤務医プランをご用意しております。取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、診療所の開業形態が変更(医療法人立⇔個人立)となる場合は、事前に取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

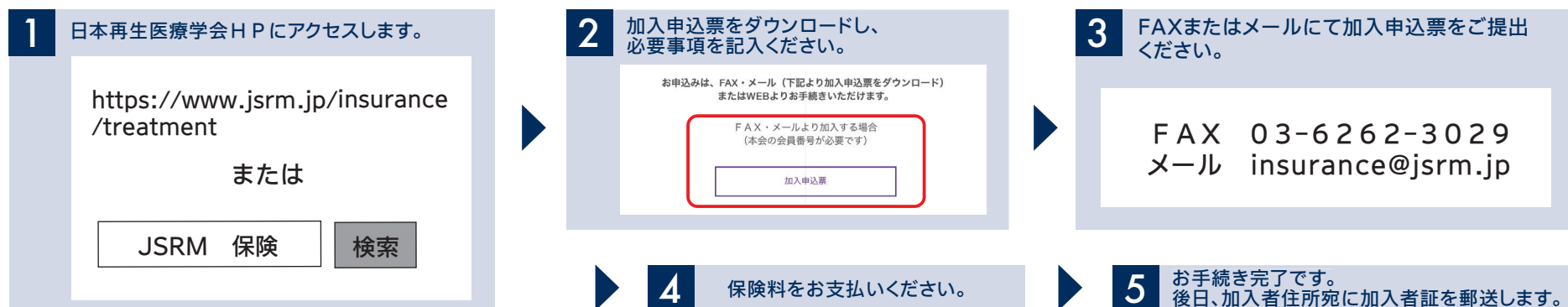
4 ご加入までの流れ

<前年にご加入の先生方> 前年よりご加入の先生方については、自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年と同内容のプランでのご加入となります。

●インターネットでのお手続き



●FAX・メールでのお手続き



保険料のお支払いについて

口座振替を選択した場合
（右記宛先に口座振替依頼書
を郵送してください）

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町2-3-11
一般社団法人日本再生医療学会補償制度担当
*郵送料はお客様負担をお願いします

振込を選択した場合
（右記口座に保険料を
振り込んでください）

●銀行名：三井住友銀行 ●支店名：日本橋支店（店番号：695） ●預金種別：普通
●口座番号：8280442 ●口座名義：一般社団法人日本再生医療学会
*振込依頼人は「加入者名（記名被保険者名）」としてください。
*振込手数料はお客様負担をお願いします。

5 Q & A

<本制度全般について>

Q1 保険期間は？

A1 保険期間は1年間です。中途加入も可能ですが、その場合は毎月15日を加入の締切日とし、翌月1日から補償がスタートします。中途加入であっても保険の満期日は毎年7月1日となり、翌年以降は1年間での加入となります。

<医療上の賠償責任(医師特別約款)・医療施設の賠償責任(医療施設特別約款)について>

Q2 美容整形における事故も対象となりますか？

A2 美容を唯一の目的とする医療行為における事故は補償の対象外です。

Q3 対象となる医療事故は、再生医療等の治療に起因するもののみですか？

A3 いいえ、医師賠償責任保険では再生医療等の提供以外に関わる事故も補償の対象となります。(再生医療等健康被害補償特約でお支払いする事故のみ、再生医療等の治療に起因するもののみを対象とします。)

<再生医療等における補償責任(再生医療等健康被害補償特約)について>

Q4 再生医療等健康被害補償特約では、どのような保険金が支払われますか？

A4 再生医療等健康被害補償特約では、補償保険金(死亡補償保険金・後遺障害補償保険金)が支払われます。補償額等の詳細は10ページをご覧ください。

Q5 支払いの際の条件を教えてください。

A5 患者に対する補償については、被保険者と患者との間であらかじめ補償契約(補償基準)が定められている場合のみお支払いの対象となります。補償契約(補償基準)の規定については被保険者によるオプトアウト方式(被保険者が予め患者へ補償基準を伝え、患者がこれを受け取ることで双方の同意がなされたと見なすこと)でも可となります。
なお、ドナーに対する補償・患者に対する補償いずれの場合にも、被保険者または被保険者以外の者に補償対象者(ドナー、患者)の健康被害に対する法律上の賠償責任がある場合には、この特約によるお支払いの対象とはなりません。

6 ご注意いただきたいこと

●ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

三井住友海上(幹事会社)	引受割合	90%
あいおいニッセイ同和損保	〃	10%

●ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。
補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●＜示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。＞
この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

●＜保険会社破綻時等の取扱い＞

○引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。

○この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)

○補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

●事故が発生した場合の対応

(1)事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

医療業務に起因した身体障害事故を発見した場合、または医療施設に起因した事故が発生した場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

- ①損害の発生および拡大の防止
- ②相手の確認
- ③目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※ 1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※ 2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類、診療録、看護記録
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
① 他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
② 他人の財物損壊(財物の使用不能による間接損害を含みます。)の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証(写)、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部(個人)事項証明書
③ ①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④ 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書
⑤ 被保険者が補償責任を負うことを証明する書類	健康被害についての見解(因果関係の有無に関する見解を含む)を記載した書面
⑥ 被保険者が負う補償責任の金額を示す書類	治療に関する説明文書・同意文書

■ 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■ 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

●個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

重要事項のご説明

この書面では医師賠償責任保険契約に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。またご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
医師賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 医師特別約款 + 代位求償権行使に関する特約(自動セット) + 再生医療等健康被害補償特約(自動セット) + 医療施設特別約款

(2) 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
医師賠償責任保険	加入申込票 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

「**3**再生医療サポート保険(自由診療)の概要」⇒「2. 保険金をお支払いする主な場合」(6ページ)のとおりです。

■お支払いの対象となる損害・お支払いする保険金の種類

「**3**再生医療サポート保険(自由診療)の概要」⇒「4. お支払いの対象となる損害ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)①」(8ページ)、「5. お支払いする保険金の種類ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)」(10ページ)のとおりです。

■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「**3**再生医療サポート保険(自由診療)の概要」⇒「3. 保険金をお支払いしない主な場合」(7ページ)のとおりです。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

(4) 保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

「**3**再生医療サポート保険(自由診療)の概要」⇒「4. お支払いの対象となる損害ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)②」、「5. お支払いする保険金の種類ならびに支払限度額と年間保険料(掛け金)」(9～10ページ)のとおりです。

2. 保険料

保険料は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料^(注)につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

3. 保険料の払込方法について

「4. ご加入までの流れ」(12ページ)をご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款、特別約款および特約によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(告知義務—加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票^(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。).

加入申込票^(注)に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 引受保険会社にご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

(2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険の対象となる診療所の開業形態が変更となる場合
(医療法人立⇄個人立)
- 保険の対象となる病院・診療所等、リスク区分を変更する場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、「4ご加入までの流れ」(12ページ)に記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「3再生医療サポート保険(自由診療)の概要」⇒「3. 保険金をお支払いしない主な場合」(7ページ)のとおりです。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、「4ご加入までの流れ」(12ページ)に記載の方法により払込みください。「4ご加入までの流れ」(12ページ)に記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

「6ご注意いただきたいこと」(14ページ)をご参照ください。

8. 取扱代理店の権限

「6ご注意いただきたいこと」(14ページ)をご参照ください。

9. 個人情報の取扱い

「6ご注意いただきたいこと」⇒「●個人情報の取扱い」(16ページ)をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2 御茶ノ水杏雲ビル6階

TEL: 03-3259-7901 FAX: 03-3259-7917

【引受保険会社(幹事会社)】

三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部 営業第一課/開発室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-3259-3017(営業第一課)/03-3259-4384(開発室)

FAX: 03-3293-8609(共通)

保険に関するご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】平日 9:00～20:00

土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

取扱代理店

MSK保険センター株式会社
本店営業第二部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-2
御茶ノ水杏雲ビル6階

TEL: 03-3259-7901 FAX: 03-3259-7917

引受保険会社(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社
公務開発部 営業第一課/開発室

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL: 03-3259-3017(営業第一課)/03-3259-4384(開発室)

FAX: 03-3293-8609(共通)